

(7) 記録・モニタリング・報告・評価

1) 記録・モニタリングに関する基本的な考え方

① 記録に関する基本的な考え

- a 当公園の仕様書等に定めのある書類については、適切に記録・整理・保管します。
- b 日常業務の内容、利用状況に関するトピックや写真など、仕様書に定めのない記録についても整理・保管し、今後の業務や利用促進・サービス向上に役立てます。
- c 維持管理業務の記録をスタッフ全員で共有し、効率的かつ効果的な管理運営に反映させます。

② モニタリングに関する基本的な考え

- a 当公園の管理運営に関する自己評価と、利用者や市民からの苦情・要望・意見を基にした判定を、継続的な業務改善のために活用します。
- b アンケート等により、積極的に利用者の意見を取得し、その結果から利用の傾向やニーズを捉え、それらを当公園の管理運営に反映します。
- c 利用者や市民からの苦情・要望・意見に関しては真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応します。また、運営や施設の改善につなげることにより、利用者や市民が当公園の良き理解者や支援者となっていただけるよう努めます。

③ 報告に関する基本的な考え

- a 仕様書に定めのある届出・報告書類等に関しては、適切に集計・整理し、期日までに札幌市に提出します。
- b 札幌市との連携を密にし、利用者からの苦情・要望・意見や、当公園で発生した事故などを速やかに報告し、事態の収拾と改善に向けた方策を協議・検討し、利用者サービスの向上と施設運営の改善に努めます。
- c 報告事項に関しては、当公園スタッフに周知するとともに、当公園の管理運営における基礎情報としてコンソーシアム内で活用します。

④ 評価に関する基本的な考え

- a モニタリングの結果を分析し、計画や目標に対して乖離がある場合や、計画自体に対して是正を要する場合には改善を行い、継続的な管理の質の向上を図ります。
- b 評価に関しては、当公園に従事するスタッフや、当コンソーシアムの他の公園スタッフ等からも意見や傾向を聴取し、組織として公正に行います。

2) セルフモニタリングの具体的な実施方法

① 管理業務計画の検証・評価、及び改善

旭山記念公園では、毎年度の管理業務計画に沿って計画的に管理業務や事業等を実施します。履行状況については四半期ごとに整理・検証し、札幌市に報告書を提出するほか、年間の業務については、計画していた自主事業を含めて実施状況を取りまとめ、運営協議会及び年度報告書、指定管理者評価シート等により札幌市に報告します。

結果に基づいて検証を実施し、改善点等を抽出して次年度の事業や自主事業に反映させ、よりよい管理や事業に向けた継続的改善につなげます。

② アンケートボックスの設置と返答の公表

当公園内のレストハウス、森の家にアンケートボックスを設置し、公園利用者からの意見・質問・要望・苦情等を取得し、利用者の声に対する真摯な対応に努めます。

③ お問い合わせフォームの設置

旭山記念公園公式ホームページにお問い合わせフォームを設置し、市民や利用者等からの様々な問い合わせに迅速・適切に回答します。

④ 利用者アンケートによるニーズと満足度の把握

公園の利用者層や利用満足度、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

旭山記念公園で実施している利用者満足度の調査結果については、満足度の向上に取り組み、次のとおり成果が出ています。

調査年度	旭山記念公園の 総合満足度	接遇に関する 満足度
平成29年度	89% (54件)	79% (44件)
平成30年度	92% (120件)	93% (118件)
令和元年度	95% (106件)	96% (107件)

カッコ内は有効回答件数

今後も、旭山記念公園の利用者層や利用満足度の把握、管理運営に対する意見等を把握するため、通常時のほか、イベント等開催時にもアンケート調査を行います。これを管理運営や企画の改善に反映させ、効率的、効果的な利用者サービスにつなげます。

《利用者アンケートの実施方法》

＜アンケート設問項目＞

来園目的、来園頻度、情報入手の手段、お住まい、性別、年齢、同行の方、公園の総合満足度、スタッフの接遇に関する満足度、イベントの満足度等

a アンケートに際して、不必要な個人情報は取得しません。

b 満足度に関する設問については、仕様書に従い、次の5つの選択肢を設けます。

・当公園の総合的な満足度

「とても満足」、「まあ満足」、「普通」、「少し不満」、「不満」

・職員の接遇についての満足度

「大変良かった」、「まあ良かった」、「普通」、「あまり良くなかった」、「悪かった」

c 満足度の目標値は、仕様書の要求水準より高く設定し、より多くの利用者に満足していただけるよう、アンケート結果等を活用して取り組みます。

当公園の総合満足度 : 目標値 75% (要求水準 70%)

有効回答総数に対する「とても満足」+「まあ満足」の割合

接遇に関する満足度 : 目標値 85% (要求水準 80%)

有効回答総数に対する「大変良かった」+「まあ良かった」の割合

3 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容

(1) 維持管理業務計画

1) 総括的事項

公園の維持管理に関する基本的な事項として次の点に留意し、安全確保と利用者サービスの向上に努めます。

利用者等の安全確保と利便性・サービスの向上について

- a 業務実施に当たっては、利用者、通行者、近隣住民の安全を最優先します。
- b 業務は、公園の利用の支障にならないよう配慮して実施するとともに、利用者に対して業務の実施を十分に周知します。
- c 事故や災害発生時には、正確な情報を把握・伝達するとともに、緊急時には迅速かつ適切な対応ができる体制を確立します。また、被災者の救護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。

【具体的な取組】

① 安全教育による予防・未然防止

- a 年度当初に全スタッフを対象とした安全教育を実施します。また、普通救命講習又は AED の取扱い研修を受講します。また、作業機械操作・運転の安全講習を実施し、誤操作による事故を防止します。
- b 朝のブリーフィング時に園内の状況確認と処置を指示するほか、危険予知活動を全スタッフが共有・展開します。また、作業機械は日常・定期点検を実施し、整備不良による事故を未然に防ぎます。
- c 当公園のハザードマップや、他公園を含むヒヤリ・ハット事例集を活用して安全意識を徹底させ、事故等の予防・未然防止に努めます。
- d 緑化協会の安全衛生委員会での取組を当公園の全スタッフが共有し、安全衛生に対する意識を常に高めます。

② 安全管理の体制づくり

- a 当公園では現在、AED の設置された応急手当協力施設として、旭山記念公園レストハウス（冬期は森の家）を「さっぽろ救急サポーター」に登録しています。
- b AED は引き続きレストハウスに配置し、レストハウス閉鎖期間は森の家に移動します。また、湿布・消毒薬・絆創膏・ガーゼ・傷薬・包帯などの救急用品を両方の施設に常備します。
- c 巡視・作業等の際に得られた情報や、公園利用者や地域住民から寄せられたヒヤリ・ハット情報などを蓄積・共有してハザードマップに反映させ、安全管理体制の強化につなげます。

③ 周知・告知による安全確保

- a 事故・災害等の発生時には、園内放送等で利用者に注意喚起を行い、スタッフにより避難誘導を行うとともに、被災施設の使用禁止措置や危険箇所への立入禁止措置を行い、利用者に看板等で周知し、被害の拡大や二次災害の発生を防ぎます。
- b 当コンソーシアムが作成したハザードマップを公式ホームページや掲示板等で市民に周知しており、今後も園内の状況の変化や利用者の声などを受けて随時更新し、安全に関する最新情報を提供します。

- c 利用規制が必要な箇所の草刈や樹木剪定作業等を行う場合、作業予定日時や実施区域を掲示板等で周知するほか、現場には作業表示板やセーフティコーンを配置して安全な公園利用に配慮します。

法令遵守・利用指導による公正とサービス向上について

- a 公園内の維持管理業務は、法令等に従い必要な資格を有する者により作業を行います。
- b 拾得物・遺失物の取扱いは、遺失物法に基づき適正に行います。対応マニュアルにより、拾得物台帳に記載した上で、警察署に届けます。園内で不審物が発見された際には、直ちに警察に通報し、指示を仰ぐなど適切に対応します。
- c 違法行為や不法行為を発見した場合、あるいは施設や設備の不適切な利用が認められた場合には、公園の保全と安全・快適な利用のため適正な利用を指導します。

【具体的な取組】

① 法令の遵守と有資格者等による作業の徹底

- a 高所作業車など、資格を要する機械等については、有資格者以外の操作は行わないことを徹底します。
- b 法令等で義務付けられている点検・保守管理作業は、専門業者や有資格者により行うことを徹底します。

② 利用者指導による不正利用・違法行為の排除

- a 園内で不法占用を発見した場合には、丁寧に注意・指導を行い排除します。占用許可を得ている物件については、必要に応じて設営・撤去時に立会を行い、土地及び施設の破損・損傷を確認し、破損等が確認された場合は、速やかに札幌市に報告します。
- b 当公園では犬のノーリードによる、利用者同士のトラブルなど問題となっており、現在も根本的な解決には至っていませんが、看板設置や直接の指導、周辺町内会への回覧板による啓発、警察へのパトロールの依頼など、根気強く対応を継続するほか、新たな対策についても検討・実施に努めます。そのほか、犬のフンの放置、動植物の採取・遺棄・給餌行為などの利用マナーに反する行為や、施設・設備の不適切な方法による利用等が発見した場合には、適正な利用を指導します。また、ホームレスの不法占拠や荷物等の残存物が確認された場合は、警察への通報と、札幌市の担当課に協力を要請して対処します。

損害賠償保険の加入について

管理業務の実施にあたり、当コンソーシアムの管理上の瑕疵により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合に備えて、次の損害賠償保険に加入します。

対象：管理物件内における維持管理期間中の法律上の賠償責任

期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

保険の種類	保険対象	補償内容	
施設賠償責任保険	公園利用者・公園施設	対人 事故 対物	1億円 4億円 5千万円
レクリエーション保険	当コンソーシアム主催のイベント・観察会等の参加者	死亡・後遺障害 入院・通院への補償	
家財保険	設備・什器備品	補償金額	2千万円
任意自動車保険 (連絡車両・作業車両)	搭乗者・第三者	対人 対物	無制限 無制限

連絡体制の確保について

公園内の掲示板等に管理事務所の電話番号を表示し、緊急時に公園利用者が通報しやすい環境を整えます。

また、スタッフ間で緊急時連絡網の情報を共有し、緊急時には携帯電話により迅速な連絡を取れる体制を確保します。

2) 施設・設備の維持管理

施設・設備等を常に適正な状態に維持し、利用者が安全で快適に利用ができるよう、安全を第一とした管理を行うほか、市民サービスの向上や管理経費の節減も念頭に置き、維持管理業務に取り組みます。

建物・工作物管理

【基本的な考え】

利用者に公共の施設である当公園を安心して快適に利用していただくには、安全を確保することが大前提です。当コンソーシアムでは、公園利用中や管理作業におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、スタッフにはブリーフィングにおいて啓発を図ります。

公園内では、利用者の安全確保を第一とし、ヒヤリ・ハットの収集・共有、施設の保守点検・修繕、スタッフの安全教育、事故発生時の対応訓練などにより、安心して公園を利用していただけるよう努めます。

① 作業計画と修繕履歴

レストハウス・森の家・公衆トイレなどの建物や、門扉・四阿・遊具・水飲み台・園路灯・モニュメント・記念碑・ベンチ・看板などの工作物、自動ドア・受水槽などの設備等に関して、作業計画に基づき必要な保守点検・補修・部品交換等を行います。

修繕・部品交換等が発生した際には、作業履歴として日報等に記録し、以降の更新・修繕計画へ反映させ、効果・効率の向上を図ります。

② 点検による安全・機能確保

各建物・工作物・設備は、日常的な巡視を通して行う日常点検のほか、管理基準・指針や法律等により定められた定期点検・法定点検を計画に沿って行います。

また、必要に応じて専門家による臨時点検を行うことにより、異常箇所を早期発見し、安全で正常な機能確保に努めます。

故障や破損等が発生した場合は、危険性及び利用状況等に応じて緊急性と重要性を判断して適切な処置を行い、公園利用者の安全と施設の正常機能を確保します。

③ 公園施設の長寿命化

公園内施設の長寿命化によるトータルコストの削減を図るため、耐用年数や修繕履歴のほか、利用頻度による劣化・損傷の程度を事前に想定し、長期的視点による部品交換や補修・修繕計画を立てます。

④ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

障がい者、乳幼児連れの方、高齢者など様々な公園利用者から、施設・工作物や公園の利用状況に対する声を聞き、誰もが利用しやすい公園となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を重視した維持管理に努めます。

園路接続部の不陸や段差解消のほか、ベンチ・水飲み台などの休養施設の利用しやすさに配慮するほか、点字ブロックや白杖使用者用の保護柵等、既存のバリアフリー設備の管理に関しても長寿命化を図りつつ、維持します。

上記に関して、大規模な改修や新設が必要な場合には、専門家の意見も集約した上で札幌市に提案・協議し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。

⑤ 同様事例のフィードバック

緑化協会及び岩本石庭、造園コンサルが管理運営する他公園やその他の類似施設での破損、修繕、事故等の情報を活用するほか、国、北海道、札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等による類似の施設や作業等での事故事例を収集し、全スタッフに周知するとともに、日々の点検・修繕計画にフィードバックさせます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 遊具

- a 日常点検：非積雪期間において、スタッフが毎日の巡視時に目視・触診点検を行い、異常箇所、故障等を発見します。
- b 月次点検：非積雪期間には、スタッフが月 1 回の目視・触診・打診・聴診等を行い、遊具の安全性を点検・検査します。
- c 定期点検：年 2 回（4 月、7 月）、専門技術者が目視・触診・打診・聴診等に加えて、メジャー・ノギス等の種々の計測器を用いて、施設の安全性が確保されているかどうかを点検・検査します。点検作業は、「一般社団法人日本公園施設業協会」が認定する「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技師」と同等以上の知識を有する外部の専門委託業者が実施します。日常・月次点検とは異なる作業者が点検を実施することにより、点検作業の精度を高めます。
- d 遊具の設置・養生：ブランコ等の遊具については、積雪前の 11 月に座板等を養生し、安全管理を図ります。また、融雪後の 4 月に同遊具を設置します。設置の際は、併せて c の定期点検を実施します。

作業項目	回数	備考
日常点検	1回/日	目視・触診による点検
定期点検	2回/年	4月、7月 専門技術者による点検
遊具の設置・養生	2回/年	4月、11月 設置は定期点検に合わせて実施

② 水飲み台

- a 開閉作業：11 月に水飲み台の開鎖作業を行い、水抜き及び冬囲いにより凍結による破損を防ぎます。またちびっ子広場の水飲み台はそり滑り等による衝突事故に備

え、スノーマットで覆い利用者の安全を確保します。4 月には配管の中の溜まり水を出しきり開放します。

- b 日常点検：開放期間中、毎日の巡回時に目視による点検を行います。

作業項目	回数	備考
開閉作業	2回/年	4月, 11月 水抜き、冬囲い
日常点検	1回/日	4月～11月 目視点検

③ ベンチ

- a 日常点検：非積雪期には、スタッフが毎日の巡視時に目視点検を行い、異常箇所、破損等を発見します。
- b 定期点検：本点検は年2回（4月、7月）、遊具と同様に、専門的な知識や経験を有する専門技術者により行います。

④ 四阿・展望デッキ

- a 定期点検：年2回の専門技術者による定期点検を行い、安全対策を図ります。
- b 雪下ろし：積雪期は雪の重みによる損壊を防ぐため、必要に応じて四阿屋根の雪おろしを行います。

作業項目	回数	備考
定期点検	2回/年	4月, 7月 専門技術者による点検
雪下ろし	適宜	1月～3月 四阿屋根

⑤ 照明灯

定期点検：2月と8月の年2回、照明の点灯操作を行い、球切れの有無、安定器からの異音等の確認、灯柱・灯具の外観の目視点検を行い、結果を記録・保存します。

⑥ 噴水

- a 保守点検：噴水通水前の4月と、営業終了後の11月に専門業者に保守点検を委託して行い、点検、分解整備、消耗部品の交換等を行います。
- b 噴水巡視点検・清掃：現在、噴水の巡視点検を毎日行っており、ガラス等の危険物や犬が噴水に入る状況などの確認・排除に効果が上がっていることから、今後も噴水通水期間の5月から10月までの期間中毎日、日常点検を行います。また、ごみ拾い等の日常清掃を併せて実施します。
- c 定期清掃：通水期間中に定期的に清掃を行い、コケ等が繁茂しないようにします。

作業項目	回数	備考
噴水保守点検	2回/年	4月, 11月
噴水巡視点検・清掃	1回/日	フィルター点検
塩素濃度測定	1～2回/日	夏期2回、その他1回、塩素補充
定期清掃	4回/年	水抜き、ごみ処理、ブラシ清掃

⑦ モニュメント、記念碑

公園内に設置されたモニュメント、記念碑は、日々の巡視時に目視点検を行い、軽微な汚れは巡視時に拭き取ります。ペイント等による落書きや破損等が発生した場合は、札幌市や警察に通報するとともに、専門業者に依頼して修繕及び復元を行います。

⑧ レストハウス

当公園の中央に位置し、多くの利用者が訪れるレストハウスは、4月下旬から11月初旬までの期間中毎日、10時から17時まで施設を開放して飲食物の販売や公園案内を行い、利用者へのサービスを行います。

レストハウスの管理運営業務については、平成27年度から福祉団体単独による管理運営を継続して行っています。令和3年度も引き続き、福祉団体に委託することで、社会福祉の貢献につながると考えます。

- a 日常清掃：毎日10時の開放時間より前に、レストハウス委託業者が施設内を除塵、及び水拭き清掃、トイレ清掃を行います。また、開放時間中の新たな汚れには、早急に対応します。
- b 日常点検：日常清掃時に施設内とトイレの異常等の有無を確認します。
- c 定期清掃：期間中、定期清掃を行い、清潔で明るい環境を維持します。
- d 残留塩素測定：毎週1回水の濁りや色味を点検し、塩素濃度を測定・記録します。
- e その他の点検等：日常清掃では落としきれない汚れが発生したときには、随時清掃を行います。また、4月オープン前の受水槽清掃・水質検査、期間中に2回の消防設備点検、3回の自動ドア保守点検を、専門の業者に委託して行います。

作業項目	回数	備考
施設の案内	189回/年	公園・周辺施設の利用案内
日常清掃A	191回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃B	191回/年	食堂：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃C	191回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃D	20回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
日常点検	191回/年	施設内・トイレ・外観
定期清掃A	2回/年	玄関ホール：床表面洗浄
定期清掃B	2回/年	食堂：床表面洗浄
定期清掃C	6回/年	便所：床表面洗浄
窓ガラス拭き（足場不要）	1回/年	低所
窓ガラス拭き（足場必要）	1回/年	高所
残留塩素測定	29回/年	塩素濃度・濁り・色味
受水槽清掃・水質検査	1回/年	一般細菌群数等
消防用設備点検	2回/年	火災感知器、誘導灯、消火器
自動ドア保守・点検	3回/年	駆動装置の点検・整備
防護柵設置・撤去	2回/年	レストハウス冬期閉鎖対応

⑨ 森の家

森の家の開館日について、特記仕様書では冬期の日数が少なくなっていますが、冬期の利用促進のため、年間を通じて開館曜日を固定し、毎週金～日曜日の3日間と祝日に開館します（年末年始を除く）。

森の家の休館日においても、対応できるスタッフがいる場合は可能な範囲で開館し、トイレの開放や受付対応などを行い、公園利用者の利便性を高めます。また、開館時間について、特記仕様書では冬期は10～15時となっていますが、通年で10～16時に開館します。

開館前にはトイレと施設の清掃を行い、利用者が快適に利用できるように努めます。

- a 施設点検：施設開放日の日常点検として、施設清掃時に備品や水道施設、施設外にある物置、備品等に異常がないか点検を行います。
- b 定期清掃：日常清掃では落としかねない汚れが発生した場合や、季節の変わり目に市民協議会と協働で清掃します。

作業項目	回数	備考
案内業務及び公園運営サポート	163回/年	電話対応及び来客対応、市民団体等サポート
日常清掃E	21回/年	玄関ホール：除塵、水拭き、ごみ収集
日常清掃F	21回/年	便所：除塵、水拭き、消耗品補充
日常清掃G	21回/年	事務室：除塵、水拭き、ごみ収集
施設点検	適宜	外観、倉庫等
定期清掃	適宜	市民協議会協働作業

⑩ 門扉

日常点検：委託業者による門扉開閉時には、本体、錠前、ヒンジ部分に異常がないか点検し、異常の報告を受けた場合には、早急に対処します。

清掃・衛生管理

【基本的な考え】

① 美観維持と環境対策

清掃作業においては、季節・曜日・天候等の条件や、イベントの開催等により、ごみや落ち葉の発生量、汚れ度合いが大きく変動しますが、作業の体制・重点箇所・時間帯・回数等の年間清掃計画を立てた上で、回数や頻度の柔軟な変更により効率的かつ効果的に行い、清潔と美観の維持に努めます。

また、園地の清掃においては、草花・樹木を損傷させないように注意を払いながら、ごみ・落葉・枝・石を分別して拾い集め、建物・工作物周りを除草し、適正に処理します。

なお、雑草や落葉、枯枝は再資源化に努めるとともに、利用者にごみの持ち帰りへの協力を呼びかけ、環境負荷の低減に取り組みます。

② 市民との協働

清潔さと美観の維持は公園維持管理の基本的要素であり、この基本的要素を市民協議会、公園利用者や近隣住民、各種団体の協力を得て、維持していく方策を検討します。多くの方が公園の清潔・美観維持に関わることにより、管理コストの削減だけではなく、公園に対する愛着心の醸成を図ることができると考えます。また、このような協働の雰囲気づくりが、後述する不法行為の抑制にもつながることを期待します。

③ 衛生・美観管理によるおもてなし

当公園は自然や展望を楽しめる公園として、札幌市民や観光客が多く訪れる場所となっています。多くの利用者を迎えるに当たり、公衆トイレを清潔に保つことで公園の印象を良くし、親しみをもって公園を利用していただけたらと考えます。日常清掃により清潔を保つほか、汚れた場合は早急に対応するなどの取組により、公衆トイレの印象を良くしていきます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内清掃

4月から11月までの毎日、ごみ拾い等の園内清掃を行います。また、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には巡視と清掃を強化し、利用者の快適性を確保します。さらに、落葉時期に合わせて3回、園路等の落葉清掃を行い、美化・安全管理に努めます。

作業項目	回数	備考
日常清掃	238回/年	ごみ拾い、掃き清掃
園内清掃B	1回/年	春：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃
園内清掃C	3回/年	秋：ごみ拾い、落ち葉等掃き清掃

② 公衆トイレ

- a 日常点検・清掃：トイレの点検・清掃は、現在、夏期には4箇所すべて毎日、冬期には開放する1箇所を週2回清掃することで、トイレの衛生管理・美化に努め、利用者が快適に利用できるよう配慮しています。清掃時にはトイレの破損・詰まり・水道設備を点検するなど、施設の維持管理も同時に行っています。今後も同様の管理を実施するほか、利用者の集中する土日祝日やイベント開催時には、公衆トイレの巡視回数を増やして清掃頻度を高め、誰もが利用しやすい環境を保ちます。
- b 樹木の多い当公園では、落葉によってトイレの屋上ダクトが詰まり、雨水や雪解け水が溜まることで、雨漏りやひび割れなど、施設の老朽化を早めるおそれがあります。今後の管理では、施設の長寿命化を図るため、秋に屋上清掃を行い、屋根の劣化及び屋上ダクトの排水不良による破損を防止します。

作業項目	回数	備考
清掃	毎日（冬期は2回/週）	日常清掃
施設点検	毎日（冬期は2回/週）	便器・手洗い場・壁・照明・屋上
屋上清掃	10月～11月	屋上ダクトの落ち葉等除去

③ 集水樹・街渠樹・U型側溝

- a 集水樹・街渠樹清掃・U型側溝清掃泥上げ：樹及び側溝は、4月と11月の年2回の定期清掃を行うことで春先の融雪増水や大雨に備えており、今後も同様の管理を実施します。
- b 臨時点検・清掃：近年は札幌市内においても、ゲリラ豪雨等の異常気象が増加の傾向にあります。台風などの大雨や、河川の増水が予想される場合には、天気予報に注意し、早めに側溝や樹等を重点的に点検し、障害物の確認・除去を行うことで、近隣住宅地への冠水被害を未然に防ぎます。また、雨量が多い場合には巡視回数を増やし、溢水のおそれがある場合は早急に必要な対応をとります。

作業項目	回数	備考
集水樹・街渠樹清掃	2回/年	落ち葉、泥除去（4月、11月実施）
U型側溝清掃泥上げ	2回/年	落ち葉、泥除去（5月、11月実施）
臨時点検・清掃	適宜	落葉期、大雨・融雪・増水時等

巡視・安全管理

【基本的な考え】

① ハザードマップ等の作成と周知・活用

当公園内の注意を要する箇所を示したハザードマップについて、公式ホームページや掲示により利用者に周知して、安全な利用を確保します。また、園内に侵入するおそれのあるヒグマ等の動物情報（足跡、フン、目撃情報等）や札幌市による最新のクマ出没情報を共有する「くまメール」により収集し、危険な状況と判断される場合は札幌市と協議して、看板設置など、早急に対応します。

② 巡視時のコミュニケーション

当公園には、展望を楽しむため・藻岩山登山のため・森の中の園路を散策するためなど、様々な目的で来園するリピーターの市民のほか、初めて訪れる市民・観光客も多いと考えられます。巡視時には、公園利用者におもてなしの気持ちを込めて積極的に「声かけ」「あいさつ」を行い、コミュニケーションを取りながら、利用者が不便・不安を感じる箇所・状況の収集に努めます。利用者の視点に立った巡視により、公園・施設への不満・不安箇所を早期に把握し、迅速な是正・改善策を講じられるように努めます。

③ マルチワークによる効率化

毎日の巡視は、公園内のごみ拾いを兼ねるとともに、早急な措置や緊急事態に備えて簡易な修理工具や救急用品を携帯して行います。当コンソーシアムは巡視に限らず、業務の従事においては、複数の職務を同時に行う効率的な体制により、利用者へのサービス向上に努めます。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 園内巡視

- a 公園の安全利用の確保や公園・施設の点検確認等を目的として、点検表に基づき原則 1 日 1 回行いますが、土日祝日やイベント開催時など、多くの利用者が見込まれる日は複数回実施します。
- b 施設・工作物の異常箇所等を発見した場合や、スズメバチが利用者に危害を加えるおそれがある場合は、適切な方法で撤去・駆除・措置します。対応の困難な場所のスズメバチの巣など、安全を確保できない場合は、注意看板を設置の上、使用禁止・立入禁止とし、専門委託業者により対処します。
- c 繁殖期のカラスが、営巣箇所によって人への攻撃性が高まるおそれがある場合は、迂回措置等により公園利用者とカラスの接近によるトラブルを防止します。また、看板設置等によりカラスの生態や、攻撃から身を守る方法等についての情報提供を行い、市民の理解を得ながら安全の確保に努めます。巣の撤去については、激しい威嚇があり、他の対応が取れない場合にのみ検討します。
- d ヒグマの出没が予想される際には早急に関係機関と連絡を取り、札幌市と協議し、園内の立入禁止等の処置を行います。

作業項目	回数	備考
園内巡視・清掃	238回/年	混雑時は複数回実施
ハチの巣駆除	適宜	
カラスの巣駆除	適宜	札幌市カラスマニュアルを遵守
ヒグマ対応	適宜	立ち入り禁止処置、園内放送等

② 駐車場管理

当公園の駐車場は、利用の多い時期等にはやや手狭な状況となります。満車になったときには、周辺の路上に駐車する車両が出ないように対応します。また、西警察署と情報共有し、盗難、車両事故などの抑止に努めます。

門扉の開閉時間と開放期間については公園出入口に掲示し、利用者に周知します。また、門扉開閉と駐車場警備については専門の業者に委託します。

- a 年間を通して朝5時45分に、利用待ち車両の確認と案内を行い、6時に門扉を開放し、併せて駐車場の点検を行います。
- b 年間を通して21時30分に2名以上の警備員により、拡声器等を用いて来園者に閉鎖案内・誘導を行い、22時に門扉を閉鎖します。残置車両がある場合は、規定の対応を行います。
- c 天候等による駐車台数の変動も考慮し、混雑が予想される日には過不足のない体制で業務にあたり、公園利用者及び近隣住民に配慮した管理を行います。

③ 機械警備（森の家）

- a XXXXXXXXXXにセンサーを設置し、休館日及び夜間の機械警備を行います。
- b センサーに侵入等の反応が確認された場合、直ちに警備委託業者が現場に急行し、現状確認、初期処置を講じた上で統括管理責任者等が連絡を受け、指示又は対応します。

④ 園内放送の有効活用

高低差のある当公園では、災害や利用者の安全に関わる事態が発生した際に、直接すべての利用者に声を掛けるのは困難であるため、園内放送を利用して情報提供します。また、迷子などが発生した際に呼びかけるなど、利用者が安心して公園を利用できるように、園内放送を有効に活用します。

冬期の管理

【基本的な考え】

施設の保全と安全・安心の確保

施設及び工作物等の冬期の管理にあたっては、利用者の安全確保、降雪・積雪による破損や、除雪作業時に工作物を破損させないように、積雪前に施設・工作物の撤去や養生を行うとともに、工作物等の位置や作業手順の確認を行います。

また、積雪による破損・劣化を防ぐため、養生作業を行い、施設・工作物の長寿命化を図ります。

【年間作業の具体的な実施要領】

① 積雪期への備え

- a 積雪や除雪作業による公園施設の損傷のおそれや、雪に覆われた工作物の存在が確認しづらく安全管理上支障があると判断される箇所は、降雪前に工作物の撤去・ス

ノーポールの設置をします。

- b 水飲み台の養生のほか、園内掲示板、句碑なども必要に応じて冬囲いを行います。現場での養生が困難な場合には撤去保管し、春に再設置を行います。
- c ちびっ子広場スロープ下の水飲み台、トイレ横掲示板等の指定された場所に、そり遊び等による衝突防止用のスノーマットを設置します。マットは毎月2回、破損程度や設置位置の確認を行い、異常があった場合は早急に処置を行います。

作業項目	回数	備考
工作物移設、ポールの設置・撤去	2回/年	4月, 11月
水飲み台の冬囲い	2回/年	4月, 11月 必要に応じて句碑等も実施
スノーマットの点検	12回/年	月2回実施
スノーマットの設置・撤去	2回/年	4月, 11月

② 除雪業務と動線確保・工作物保全

- a 除雪業務：10cm以上の降雪があった場合に、22時から翌朝6時までの駐車場閉鎖時間を中心に除雪を行います。日中に降雪があり、車両通行に支障が出るような場合は、適時除雪を行います。除雪エリアは特記仕様書に記載されている第1駐車場及び第1駐車場から森の家までの園路除雪とします。作業時には補助誘導員を配置し、歩行者や通行車両に十分注意して安全最優先で作業を行います。除雪した雪は通行の障害にならない場所に堆積します。除雪時には施設からの落水等、利用者やスタッフに危険が及ぶおそれのある箇所を早期に発見し、融雪剤・砂の散布、氷割り、氷落とし等の対応を迅速に行います。
- b 施設の除雪：森の家の開館日には、周囲の除雪を行います。人道橋の除雪を行う際は監視員を配置し、柵やロープで立ち入り禁止処置を行い、来園者の安全を確保するとともに、作業員も安全帯等を身に付け、転落防止の対策をとって作業します。
- c 緊急対応：暴風雪や大雪などの際には、天候や利用状況に合わせて迅速・適切に除雪を行い、駐車場や園路の導線を確保します。

作業項目	回数	備考
駐車場除雪工（新雪）	15回/年	10cm以上の降雪
駐車場除雪工（路面整正）	9回/年	路面不陸発生時
駐車場除雪工（拡幅）	4回/年	駐車場縮小時
園路除雪工（新雪）	15回/年	10cm以上の降雪
園路除雪工（路面整正）	9回/年	路面不陸発生時
園路除雪工（拡幅）	4回/年	園路幅縮小時
緊急対応	2回/年	大雪、暴風雪時
人道橋屋根除雪	2回/年	人力除雪
雪下ろし	適宜	四阿、展望デッキ

③ スキー・スノーボード・そりの利用者への対応

当公園の傾斜地を活用して、スキー・スノーボード・そり滑りの利用者が多く訪れます。これらの利用に対応して、冬期間の園内巡視の頻度を増やし、無断で造られたジャンプ台の撤去や、危険な滑走への指導など、安全の確保に努めます。

3) 植物の育成管理

当公園の立地環境と植物の特性を十分考慮した年間作業計画を作成し、樹木・草花・芝生等を常に良好で健全な状態に育成管理します。また、管理作業の実施に当たっては、利用者の利用と安全の確保に配慮しつつ適切な時期や方法を選び、管理経費の節減を念頭に置いて取り組みます。

【植物育成管理の基本的な考え】

樹木や芝生の健全な育成を図り、訪れた人々にやすらぎと安心をもたらす、景観と緑の拠点として定着させるために、次の3つをキーワードにして維持管理業務を計画・実施します。

① みどりと街の景観

当公園は都心を一望できる丘陵地につくられた公園です。展望台から見下ろす、公園内に植えられた緑の樹木と、芝生の向こうに見える200万都市札幌の展望を、公園を訪れるすべての方に楽しんでいただきます。緑あふれる札幌の象徴として感じていただけるよう、心地よい緑陰形成に重点を置いた植物管理を行います。

- a 樹木の健全な樹形の形成
- b 周辺の自然植生を壊さない植栽管理
- c エゾヤマザクラの適正な管理
- d 自然林の適切な管理

② 四季のいろどりと保全

藻岩山の山麓に位置する当公園には、春のエゾヤマザクラやイタヤカエデの花から、秋の紅葉で山が染まる時期まで、季節毎の彩りがあります。また、園路沿いの林床にも四季にに応じて咲く、様々な山野草が見られます。

これら四季を彩る公園内と周辺の植物を適切に管理・保全することはもとより、近年は公園等への外来植物の侵入が多く見られることから、公園内の植生を日常的に観察し、外来植物の侵入・拡大の防止に努めます。

- a オオハンゴンソウ、ニセアカシア等の外来生物の侵入確認と駆除
- b 作業時に貴重な山野草の保護を徹底

③ つなぐみどり

当公園は札幌市旭山都市環境林と隣接し、さらに天然記念物に指定されている藻岩原始林が広がり、そこに生息する野鳥や昆虫、動物など、様々な生物が公園を訪れます。これらの生物を公園で観察できるように、自然と公園をつなぐみどりの生態系の保全に努めます。

- a 野鳥や動物が好む実を付ける木（給餌木）や貴重な昆虫の食草の保全及び育種
- b 公園を訪れる生物のモニタリング
- c 生物の生息に適した環境づくり

芝生の管理

当公園の芝生は、訪れる人に安らぎと美しい景観を提供するために欠かすことのできない

ものであり、良好な芝生の維持管理に努めます。

草刈作業時は、作業予定エリア入口には作業を行うことを伝えるセーフティコーン等を置いて注意を促すなど、来園者の安全確保に努めます。

広い場所は自走モアで、狭い場所は刈払機を使うなど、状況に応じた機械を使用して効率的な作業を行います。また、特記仕様書には草刈の回数が示されていますが、芝の生育状況を観察し、適時状況に応じて刈り込み回数を増やし、適切な草丈を維持します。

芝生の主な管理作業は次のとおりです。

草刈 D	回数	7、8月：2回
	主要機械	刈払機
	その他	急斜面、刈草処理
草刈 E	回数	6、7、8月：3回
	主要機械	ハンドガイド式ロータリーモア
	その他	刈草処理
草刈 D	回数	6月：1回
	主要機械	刈払機
	その他	自立たない法部分、刈草処理
芝生灌水	回数	7月：適宜
芝生施肥	回数	4月：1回

花壇の管理

第1駐車場の花壇には、春はチューリップ等の季節感あふれる春咲球根植物を、夏は開花期の長い一年草を中心に植栽し、公園を訪れる人をお迎えします。

花壇は植物の良好な生育と開花のために、花から摘みや除草などを適切に行います。

花壇管理の内容は次のとおりです。

施肥	5月：1回	マグアンプK又は同等品
除草	6～9月：3回	ねじり鎌
一年草植え込み	6月：570株程度	ペチュニア、マリーゴールド等
球根植え込み	10～11月：200球程度	チューリップ
球根抜き取り	6月：適時	チューリップ

樹林の管理

当公園は、公園造成以前から生育している樹木で占められる自然林と、公園造成に伴って植栽された植栽林に大きく分けられます。

【自然林】

当公園の周囲には、藻岩原始林につながる札幌市旭山都市環境林が広がっており、ミズナラやイタヤカエデ、オニグルミ、シナノキ、ハリギリなどが多く見られます。この自然林へ続く当公園の外縁部分も同様の植生となっていることから、自然林と位置づけて管理します。

- a 園路周辺の安全：日常の巡視時に園路や施設周辺の高木を確認し、危険な枯れ枝や、立ち枯れの樹木がないか調べ、災害等が予想される際には、要因となっている対象物を取り除き、安全を確保します。
- b 危険生物からの安全：7月から9月にかけては、園内巡視時にスズメバチ等の危険

生物のチェックを行い、散策路等で巣などを発見したときは早急に撤去を行い、安全を確保します。撤去後は戻りバチの活動にも注意し、経過を観察します。

- c 自然林内の安全：園路や散策路周辺にある大径木や高木による倒木や落ち枝が発生した場合は迅速に処理して安全を確保し、周囲に危険が及ぶおそれのある場合は、札幌市と協議して対応します。来園者に危険の及ばない林内での枯れ木や枯れ枝は処理をせず、自然の摂理に任せます。
- d ニセアカシア侵入の抑制：園内で広く見られるニセアカシア（ハリエンジュ）は、在来植生に悪影響を与えることから要注意外来生物に指定されており、当公園において稚樹の駆除など拡大防止に努め、大径木の伐採は札幌市と協議して進めます。

【植栽林】

植栽林は、展望デッキからレストハウスに続く公園の中心部に多く見られ、高木ではサクラ類、ヤマモミジ、シナノキ、ドイツトウヒやアカエゾマツ等が、低木ではツツジ類が見られます。

森の家周辺にはポートランドの森やミュンヘンの森等の記念林があり、それぞれに特徴のある樹木が植栽されています。これらの樹林は、樹間密度管理や枯れ枝・枯れ木の処理を行い、将来的に周辺の自然林となじむよう、管理作業を行います。

学びの森などの植栽林は、全体に枝や樹間が混み合って過密な状況が見られるため、間伐や適切な剪定などにより、記念樹林全体としての健全な育成を目指した管理を行います。また、樹名板を充実させ、学びの森の植栽図を貼り出す等、樹木の学習機能を強化します。

植栽林管理の内容は次のとおりです。

樹木剪定	5月～11月
伐採	11月
伐根	11月
支柱補修	4月、11月
支柱撤去	4月、11月
風倒木・枯損木処理	適宜

【サクラ】

当公園はサクラの名所としても知られており、公園門扉を通り抜けたところから園内の随所でエゾヤマザクラやヤエザクラが見られ、春には花見を目的に多くの市民が来園します。

しかし、腐朽やコブ病などによる不健全な個体も見られます。

今後は、当公園の魅力としてのサクラの価値を低下させない管理として、サクラの状況の観察・調査を実施しながら、病気に感染した枝の剪定や、回復が見込めず、ほかのサクラに病気が感染するおそれのある個体については、市民に周知した上での伐採を行うとともに、新たな苗木を補植することで更新を図ります。

また、剪定後の切り口には殺菌剤や癒合剤を塗布し、コブ病等により患した枝は感染予防のため焼却処分します。

サクラを対象とした主な管理作業は次のとおりです。

樹木剪定	1月～3月 切り口にトップジンMペースト又は同等品を塗布
伐採	11月 適宜
伐根	11月 適宜
支柱設置・撤去	4月、11月 適宜
補植	5月 適宜 エゾヤマザクラ、ヤエザクラの苗木

【低木類】

駐車場や噴水、展望広場の周辺、ピクニック広場など、展望や見通しが必要な場所にはツツジを主体とした低木類が植栽され、芝生や階段だけの平面的な景観にアクセントを与えています。

これら低木については、展望を楽しむ方の邪魔にならないよう、刈り込みや枝透かし等の剪定を行い、積雪に備えての冬囲いを行い管理します。

低木類（ツツジ類）の主な管理作業は次のとおりです。

刈り込み等	花後	7月	枝透かし、樹高調整
	剪定	適時	折れ枝、枯れ枝
除草	6月～9月：3回		根元、植栽帯
冬囲い	11月	荒縄による枝絞り、樹形により晒竹・根曲竹による補強	
	4月中旬	雪囲い取り外し	

(2) 仕様書等との差異

1) 維持管理業務特記仕様書との差異

① 森の家の開放日と時間

12月から3月までの森の家の開館日は土日祝のみとなっていますが、冬期の利用促進のため、4月から11月と同じく、平日（金曜日）も開館します。

また、1年を通じて10～16時を開館時間とします。

管理内容	特記仕様書	当コンソーシアム管理計画
森の家 (案内業務) 開放期間	4月から11月まで (土日祝及び平日1日、103日間) 12月から3月まで (土日祝、45日間) 年間計148日間	通年 (金土日祝開放、年末年始を除く) 年間計163日間
開放時間	12月から3月まで 10:00～15:00	通年 10:00～16:00

2) 維持管理基準表との内容・数量の差異

当コンソーシアムの管理運営経験を生かし、安全で快適な環境を提供できるよう管理基準の変更を提案します。維持管理基準表との差異は、次のとおりです。

① 水飲み台の管理

水飲み台の点検等の記載はありませんが、安心して利用できるように毎日目視点検し、必要に応じて蛇口等の清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当コンソーシアム管理計画
日常点検	記載なし	1回/日

② ベンチの管理

ベンチ管理の記載はありませんが、スタッフが巡視時に目視点検する日常点検を実施し、遊具点検に併せて、年2回の有資格者による定期点検を行い、安全対策を図ります。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾌﾞ管理計画
日常点検	記載なし	1回/日
定期点検	記載なし	2回/年

③ 四阿・展望デッキの管理

四阿・展望デッキは平成21年のリフレッシュ工事完了から10年以上が経過し、今後、支柱や床板などの老朽化が懸念されるため、遊具施設・ベンチ施設と同じく年2回（4月、7月）、専門的知識と経験を有する技術者が定期点検を行うことで安全管理に努めます。

また、積雪期は雪の重みによる四阿の損壊を防ぐため、必要に応じて屋根の雪おろしを行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾌﾞ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年
雪おろし	記載なし	適宜

④ 公衆トイレの管理

公衆トイレの点検・清掃回数は適時となっていますが、利用者が衛生的に利用できるようにグリーンシーズンは毎日行うほか、汚れの度合いに応じて追加の清掃を行います。また、冬期は週2回行います。

また、公衆トイレの屋上は、秋期に点検・清掃を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾌﾞ管理計画
清掃	適時	夏期：毎日、冬期：週2回
屋上清掃	記載なし	屋上ダクトの落ち葉等除去（10月～11月）

⑤ 集水桝・街渠・U型側溝の管理

集水桝・街渠・U型側溝の清掃や泥上げは春期と秋期の2回行います。

また、大雨時や融雪期など、近隣住宅地が冠水するおそれのある時には臨時点検・清掃を適宜行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾌﾞ管理計画
集水桝・街渠桝清掃	1回/年	2回/年
U型側溝清掃泥上げ	1回/年	2回/年
臨時点検・清掃	記載なし	適宜

⑥ 照明灯の管理

照明灯は球切れ、グローブの破損、支柱の外観を確認する定期点検を行います。

管理内容	維持管理基準表	当ｺﾝﾌﾟﾘｰﾌﾞ管理計画
定期点検	記載なし	2回/年

⑦ 噴水の管理

噴水巡視点検は年18回となっていますが、運転期間中は毎日実施し、割れたガラスや犬の糞等の確認、フィルターの確認をすることで美観・衛生を保ち、事故を未然に防ぎます。

管理内容	維持管理基準表	当コンソシアム管理計画
噴水巡視点検	18回/年	180回/年

⑧ 森の家管理

森の家管理について、休館日及び夜間に機械警備を行い、不法侵入やいたずら等の犯罪を抑制します。

管理内容	維持管理基準表	当コンソシアム管理計画
機械警備	記載なし	通年

⑨ 巡視・清掃

公園内の巡視は、4月下旬から11月上旬は毎日実施するほか、冬期間にも週1回実施します。

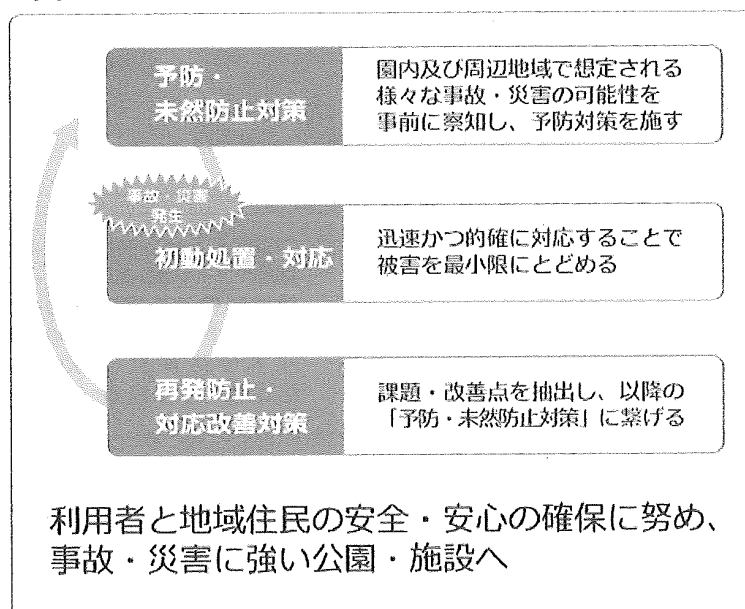
管理内容	維持管理基準表		当コンソシアム管理計画	
	年回数	実施月	年回数	実施月
巡視・清掃	214日/年	4月下旬～11月上旬	238回/年	通年

(3) 防災業務計画

1) 防災業務の実施方針及び役割分担

防災業務の実施方針

当コンソシアムでは、危機管理対策・対応を「予防・未然防止対策」、「初動処置・対応」、「再発防止・対応改善対策」の3段階に分け、各段階において、次のとおり個別具体的な対策を行い、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努め、事故・災害に強い公園・施設を目指します。



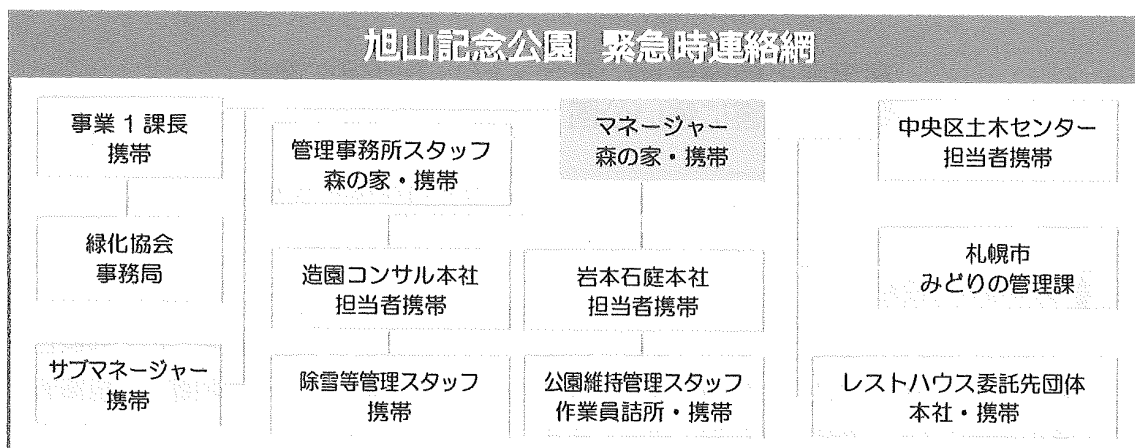
当公園は災害発生時の広域避難場所、及び指定緊急避難場所(大規模な火事)に指定されており、それをふまえて次に記述する体制・対策・対応を講じます。

防災業務の役割分担

火災が発生した際には、次ページの「自衛消防の役割分担と手順」に基づいて対応します。常駐人数が少ないため、火災時に求められる役割と手順を全スタッフが把握し、自衛消防隊長の指揮により、効率よく的確に対応します。

災害・事故発生の際の緊急時連絡系統は、「災害時対応フロー」に沿って行動し、「緊急時連絡網」にて迅速な連絡を行い対応します。夜間・休日等にも迅速に参集できるよう、携帯電話や電子メール等による連絡体制を整えます。

また、交通障害を伴う大規模な災害においては、マネージャーが直ちに参集できない事態も想定されることから、当公園の比較的近くに居住する他公園スタッフが参集し、災害等の対応を行う体制を整えます。



2) 防災訓練計画の予定

防災訓練計画

① 訓練と教育

- a 当公園での事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、対応・行動イメージをシミュレーションできるよう、「緊急連絡網、緊急時連絡系統及び対応フロー、災害時対応フロー、緊急時対応手順書」を備えます。
- b スタッフの新規採用時には AED の操作方法を含む普通救命講習を受講させ、修了したスタッフについては、3 年ごとに普通救命講習を再受講し、新しい救命方法の取得や知識、技術の維持向上を図ります。
- c 火災、台風及び震災を想定した緊急時対応教育及び消防訓練を、年1回行います。

② 常駐スタッフの連携

防災に関する取組は、マネージャーの指揮のもと、森の家スタッフ、維持管理作業スタッフのほか、委託先のレストハウススタッフを含めた常駐スタッフ全員が効率よく連携して対応します。緊急時に適切な対応が取れるよう、上記の訓練・教育のほか、毎朝の全スタッフによるブリーフィングなどにおいて、随時対応を確認します。

3) 事故等への対応方法

予防・未然防止対策

当公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病として、周辺登山道や散策路等の利用者の転倒・転落、駐車場内での事故、園内での犯罪行為、火災発生による火傷等、地震災害による転倒・転落、枝等の落下物による被災、ヒグマなどの危険生物による被害のほか、キタキツネやダニなどの生物を媒介とする感染症等の病気の発生も想定して対応します。

① 情報収集と共有

- a 予防・事故に関する情報を国や北海道、また札幌市からの通知や、インターネット上の情報、報道等から収集し、当公園で発生が予想される場合に予防方法を公式ホームページ、園内掲示板に掲示し、事故の予防・未然防止に努めます。
- b 台風など、時間の経過につれて災害発生や被災の予測が可能な事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、台風の進路等を把握して、被災を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、公式ホームページのほかレストハウス、森の家、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映します。
- d 当公園はもとより、緑化協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検においては、レストハウス、森の家などの建物や噴水施設、遊具広場等の設置工作物の状態を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- b 修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止とし、利用者の安全を確保します。
- c 台風による強風や大雨、地震発生時、また降雪等による被災を最小限に抑えるため、

公園及び施設の状況把握に努め、巡視時に危険箇所の発見に努めます。

- d 公園内で不審物を発見した場合には、札幌市や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し、対処します。

③ 連絡体制の確立

- a 札幌市、近隣病院、管轄の警察署・消防署、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者のほか、緑化協会他公園スタッフ及び岩本石庭、造園コンサル本社スタッフに対し、迅速な連絡・支援要請を行うための「緊急時連絡系統及び対応フロー」の内容をスタッフに周知・共有します。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急時連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a AED をレストハウスに配置（冬期は森の家に移動）するとともに、森の家、レストハウスに消火器・救護備品等を配備しています。園内にはこれらの備品の設置場所や緊急連絡先を掲示し、必要時にスタッフや利用者が迅速に処置・対応できるようにします。
- b 台風、震災などの災害に備え、必要となる資材等を次のとおり確保し、定期的に確認して補充・更新します。

防災かまど、水電池（水を入れると使用できる電池・100本程度）、ラジオ、LED懐中電灯、拡声器、セーフティコーン、ロープ等

初動処置・対応

① 救護・処置

- a 負傷者・病人が発生した場合には、その救護を第一に考え、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて救急指定病院や消防署への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を緑化協会事務局又は当公園内に設置し、関係各所への連絡と緑化協会及び岩本石庭、造園コンサル本社への応援要請を迅速に行います。
- c 新型コロナウイルスによる感染症などの流行、又は流行が予想される際には、公園利用について札幌市の指示に従い対応します。また、感染拡大予防対策として、手指の消毒用薬剤を建物入口、トイレ等に配備するほか、多人数が接触するドアノブ・トイレ等の消毒、ソーシャルディスタンス確保等の周知に努めます。またスタッフ用の防護用マスク・ゴム手袋を用意します。
- d 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、公式ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者へ警報発令の情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 事前の察知が可能な台風接近時においては、インターネット等で最新の情報を収集し、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止などの措置を講じます。

- b 建物で火災が発生した場合、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。
- c ヒグマ等の侵入が想定される場合は、札幌市と連絡を密にし、岩本石庭、造園コンサル本社に支援要請を行い、公園の閉鎖・公園利用者の避難誘導を迅速に行います。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風雨・降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合には、直ちに撤去・応急処置のほか、必要に応じて立入禁止とします。
- c 大規模な修繕・改修等が必要な場合においては、札幌市と協議し、対策を講じます。

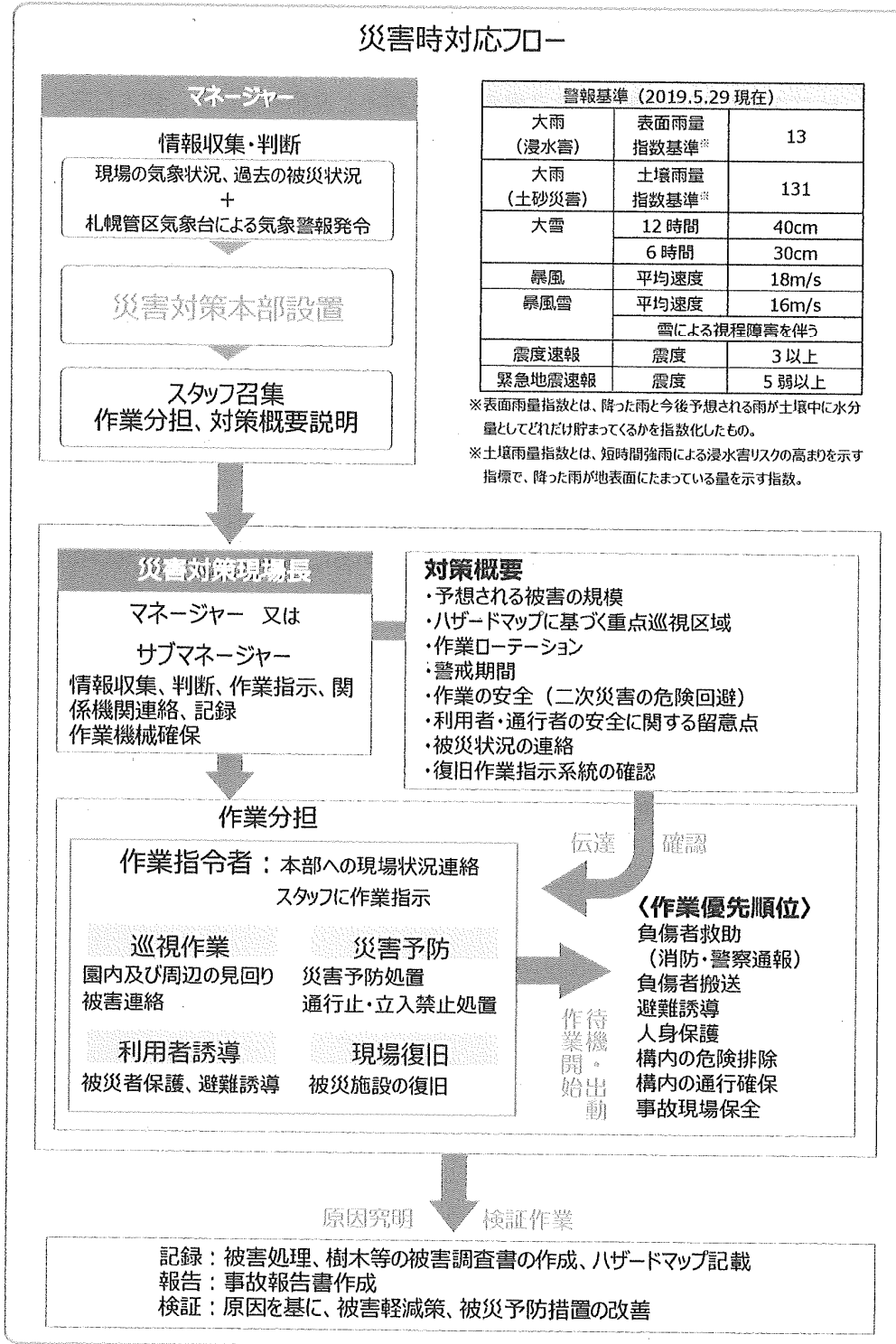
④ 被害拡大・二次災害の防止

- a 台風・地震・降雪・洪水・落雷などにより被災した場合、その最中の作業は危険を伴い、スタッフの二次災害を招くおそれがあることから、気象状況や災害の収束状況を見極めて復旧措置・対応に当たります。
- b 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じるほか、早期の利用回復に努めます。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたるほか、損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ確実、誠実に対応します。

災害時対応フロー



再発防止対策

① 原因究明・検証

- a 事故発生後、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。

b 収束後は連絡・対応・処置状況などを検証し、必要に応じて指針の修正、他機関との再調整等を行い、常に最善の対応が可能なシステムづくりに努めます。

c 札幌市への事故報告や被災状況報告を迅速に行います。また、緑化協会で情報共有と処置・結果の検証に使用している「事故報告書」を当公園でも使用し、公園の全スタッフのほか、緑化協会事務局及び岩本石庭、造園コンサル本社へ情報を通知し、共有します。他の管理公園・施設等での同様事故発生の抑制に努めるとともに、以降の災害発生時における被災軽減策・被災予防措置の改善に努めます。

種別	発生場所	発生時刻	発生原因	対応状況	被害状況	対応結果	その他

事故報告書							
発生日時	令和 年 月 日 曜日			<input type="checkbox"/> 午前	時 分	番号	
発生場所				施設名			
被災者	区分	<input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他()					
	住所	<input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> ()市					
	氏名	年齢	才	保護者氏名			
被害/けがの状況							
<input type="checkbox"/> 通院	病院名			電話			
<input type="checkbox"/> 入院	薬名			電話			
事故発生状況							
第1次対応者				最終対応者			
保険適用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし()							
物損 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし							
<input type="checkbox"/> 公営備品 <input type="checkbox"/> 射団備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他()							
搬送物品名							
見積積荷額		千円	保険	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 届済み <input type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不届		
札幌市への第一報		<input type="checkbox"/> 未済	正規報告書	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要			
対 応	対応・処置経過						
	反省点						
	今後の対策/結果						
報告年月日	令和 年 月 日			報告者			

緑化協会で用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- 施設・設備等において事故が発生した際には、破損箇所・修繕箇所などをデータベース化し履歴を整え、再発防止・未然防止策及び効率的な管理・運営のために生かします。
- 自然災害等による被災状況・被災箇所なども同様にデータベース化し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

4) 消防法への対応内容

① 消防用設備点検の実施

レストハウスや森の家など、園内施設に設置されている消火器、火災報知器について、専門業者に委託して年2回の点検を行います。

② 消防訓練の実施

当公園で働く全スタッフを対象に、年1回の消防訓練を実施します。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

1) 取組の基本的考え方

都市公園の利用促進のためには、「新たな公園利用者の誘致」と「利用頻度の向上」が必要と考えます。また、「滞在時間の延長（居心地の良さ）」も公園の利用度合いを高めることから、利用促進の一環と考えられます。当コンソーシアムではこれまで、これらの実現のために、「広報」「展示」「市民協働・地域との連携」「イベントの開催」の4つの利用促進方策を次のように位置づけて取組を進めてきました。今後もこの取組を発展・推進させていきます。

2) 具体的な取組の実実施計画

■ 広報

① ホームページ運営 ～旭山記念公園公式ホームページ

当公園の公式ホームページは、公園の基本情報のほか利用を促すタイムリーな情報を提供し、当公園の情報を得る手段として定着しています。

今後も、野鳥や山野草等のタイムリーな情報提供に努め、藻岩原始林に隣接した当公園の魅力をもPRします。また、森の家を拠点として展開される様々なイベントの告知や報告に加え、野鳥の動画を配信し、家に居ながら野鳥観察の魅力を伝えるコンテンツを提供することで、より多くの市民に当公園の魅力を発信し、利用していただけるように努めます。

② 各種媒体への情報発信

札幌市内のテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等にプレスリリースを配信し、当公園のレジャー情報（花見、紅葉、催事）等の発信を継続してきた結果、現在ではニュースソースだけではなくドラマやCM、プロモーションビデオのロケーション場所としての活用が増えたことから、今後もプレスリリースの配信を継続します。

③ 印刷物の活用

当公園の季節の見どころやイベント情報、自然情報、レストハウス売店情報を、美しい写真と共に、専門的なコラムなどでまとめた広報紙「アカゲラ通信」を緑化協会スタッフが作成して発行しています。利用者の再訪につながるよう、ニーズに合ったきめ細かい情報を掲載し、バックナンバーを含めて公式ホームページに掲載することで、四季を通じた自然情報が確認できるようにしており、今後も発行を継続します。

また、毎週、タイムリーな花・野鳥・昆虫情報をまとめた「旭山自然観察帳」の掲示や配布、人気の野鳥をピックアップした情報（シマエナガ出没マップ、ほか）など、ニーズに沿った情報をこまめに発信します。

■ 展示

① レストハウスにおける展示

レストハウスは、公園利用者が最も多く訪れる施設のひとつであり、初めて当公園を訪れた方が、最初に情報を入手する場所です。現在、レストハウス壁面には、タイムリーな花・野鳥などの自然情報や大型の園内図などを貼り出しているほか、当公園で撮影した生きものや景観を撮影した写真を一般に公募し展示する写真展を定期的で開催することで、利用者の満足度向上及びPRに努めます。

② 森の家における展示

森の家は市民活動の拠点であるとともに、公園を訪れる人々の交流の場・自然情報の発信の場でもあります。森の家の機能を高めるために、新鮮な情報への更新や、市民協働事業の紹介、イベント参加案内の掲示などを行い、質の高い情報提供に努めます。

・リアルタイムな自然情報の発信

藻岩山への登山のスタートや自然観察の前に森の家に立ち寄ることで、歩く楽しみが増えるように、その時期に見られる野鳥や草花の情報を写真と共に展示します。

・生き物の生態に関する展示

当公園の自然を長く観察している市民協議会のメンバーの協力を得ながら、目にする機会の少ない野生生物の写真パネルを作製し、展示します。展示を通して利用者が生き物への理解を深めるための“きっかけづくり”を目的とします。

・市民協議会の紹介展示

市民協議会の構成団体である「旭山森と人の会」「旭山公園キッズ」「札幌太陽中央子ども劇場」「札幌まるやま自然学校」「旭山自然調査隊」は、森の家を拠点として様々な活動を展開しています。利用者に活動を知っていただくために、これらの団体の紹介や活動報告を展示します。

・旭山自然写真展の開催

当公園で撮影した風景写真や、生き物を撮影した展示会を開催します。身近な自然の一瞬を切り取った写真を展示することで、利用者の自然への関心を高め、利用促進を図ります。

・野鳥や生きものに関する図書の実

最新の生きもの図鑑、人気の野鳥の写真集、子ども向けの観察ガイドなど、図書コーナーの蔵書を充実させることで、利用者が森の家へ立ち寄る機会を増やします。

③ 薪ストーブの活用と薪割り体験

館内に設置された薪ストーブの燃料には、園内の伐採木を活用し、環境への負荷を軽減します。またイベントで薪割り体験を実施し、自然エネルギーへの関心を高めます。

市民協働・地域との連携

① 市民参加の公園運営

・市民協議会との連携

当公園では、市民参加による再整備を行った経緯から、森の家の管理を担う市民協議会が設立され、構成団体と公園の利活用を考えながら、様々な活動に取り組んできました。このことは、札幌市においても先駆的な事例であり、市民の主体的な関わりによる公園運営は、当公園の特色となっています。平成25年度からは当コンソーシアムと市民協議会が連携して、イベント・植生管理・森の家の展示等を実施しています。今後も持続的な活動ができるようにサポートし、様々な面で連携します。

・共催イベントの実施

市民協議会が従来から実施している、森のフェスティバル・冬のフェスティバルについては、今後も連携しながら継続して実施します。当公園をフィールドとする団

体同士の交流の場として、また市民が森に親しむ場として、多くの人に楽しんでいただけるように努めます。

・公園の維持管理

前回の指定管理期間において、薪ストーブに利用するための薪割りや、森の家の玄関を一年草の寄せ植えプランターで飾りつけるなど、公園利用者をおもてなしするための活動を市民協議会と協働で実施しています。この活動は市民協議会が当公園への愛着を深める活動であるとともに、公園利用者が快適に公園を利用いただけるような活動にもつながっています。したがって、今後も継続して活動を支援するとともに、公園維持管理の取組を協働で推進します。

・市民協議会の活動促進

市民協議会は、長年当公園で様々な活動をしてきましたが、近年は会員数が減少し、活発な活動が次第に困難となりつつあります。このことから、当公園における市民協働の活性化の一環として、当コンソーシアムが受付窓口となって、人員の募集や活動のPRに協力するなど、市民協議会をサポートします。

・市民協議会総会への参加

市民協議会では、様々なイベント活動や利用促進の取組など、各構成団体で意見を出し合う総会を年に1回実施しています。当コンソーシアムも積極的に総会に参加し、市民協議会との連絡体制を密接にすることで、活動における問題点や新たな取組についてのバックアップ体制を整えます。

・自然・景観・イベントの管理における連携

自然豊かな当公園の魅力を伝えるため、園路沿いにある樹木に設置する樹名板の製作を引き続き協働で行います。

・「蝶が舞う森作り」の推進

当コンソーシアムでは市民協議会の構成団体である「旭山自然調査隊」との共催事業「森のたんけん隊」を開催しており、蝶の回廊作り、巨木の谷での里山づくりといった活動を行い、外来生物であるニセアカシアの駆除や、蝶が好む樹木の育苗といった環境づくりを進めています。今後も連携して環境教育プログラムを実施することで、当公園の魅力向上に努めます。

② 近隣教育機関との連携

近隣小中学校の総合学習や職業体験を積極的に受け入れます。また、森の家を野外学習の場として利用していただけるよう誘致し、利用促進を図ります。

イベントの開催

〔市民協議会及び構成団体との共催事業〕

① 森のフェスティバル（10月に開催）

平成16年度から、市民協議会が中心となり実施している「森のフェスティバル」を協働で開催します。バーニングペンを使ったクラフト体験、樹木観察会、薪割り体験等、森や緑に親しむ様々な企画を実施します。

② 冬のフェスティバル（2月に開催）

市民協議会が毎年実施している「冬のフェスティバル」を協働で開催します。雪遊びやイグルーづくり、スノーシューハイクなど冬の公園ならではの遊びから、森の家で行うクラフト体験まで、1日いっぱい楽しめる企画を実施します。

③ 冬の旭山記念公園にスノーキャンドルのあかりを灯そう！（1月に開催）

札幌市内各地で催されるスノーキャンドルイベントに賛同し、市民協議会と協働で実施します。森の家周辺や展望広場にスノーランタンを作製し、キャンドルのあかりを灯します。地域の人が集まり、共に活動することで、地域の連携を深めるとともに、冬の災害について考えるきっかけをつくります。

④ 星空観察会

豊かな自然と開けた展望がある当公園の特徴を生かし、星空観察を専門家による解説とともに実施します。

⑤ 自然観察会（5～9月に開催）

公園スタッフが自然の見どころを紹介する自然観察会を実施します。当公園の自然の魅力を紹介し、自然観察の楽しさを伝えます。

⑥ 野鳥観察会（毎月開催）

早朝の時間帯に野鳥観察会を開催します。人工の音が少ない早朝の当公園は野鳥観察に最適で、特定の時期に観察できる野鳥や、日常的に耳にする鳥のさえずりをテーマに、公園スタッフが解説を交えて案内します。

⑦ スノーシュー自然観察会（1～3月に開催）

スノーシューを履いて、公園の周辺を散策するスノーシューハイキングを実施します。野鳥や冬芽など、冬ならではの自然を観察しながら歩き、冬の運動不足を解消します。

[森に親しむ活動]

① ノルディック・ウォーク体験会

2本のポールを使用し、効果的に歩行運動ができる“ノルディック・ウォーキング”を実施します。園内を散策して楽しみながら健康増進を図ります。

[森の家を活用したイベント]

① カルチャーナイトへの参加

カルチャーナイトは、公共施設や民間施設を夜間開放し、市民が地域の文化を楽しむイベントです。当公園は夜景スポットとしての利用も多いことから、園内の施設を夜間開放し、公園の魅力を伝えるプログラムを実施します。

② ネイチャーカフェ

森の家でコーヒーを飲みながら、自然に関する話が聴けるネイチャーカフェを実施します。近年人気のシマエナガ等の野鳥やシナントロープ（人工物など、人間の生活環境に依存して生きる野生生物の総称）と環境等をテーマに、様々な分野の専門家をお招きし、お話を聞くことで自然への関心を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

③ 木工クラフト体験会

公園の伐採木やつる植物の剪定枝、木の実などを使ったクラフト体験会を実施します。自然の素材を活用することにより、市民が自然を身近に感じることができ、植物リサイクルにもつながります。

[公園利用マナーの啓発]

愛犬といっしょの公園散歩講座

当公園は、犬の散歩で利用される方も多く、一部の方のマナーがなかなか改善されない状況があります。そこで、指定管理期間中に1回程度、公園での散歩マナーを身につけていただくための散歩講座を実施します。

※イベントについては、新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合があります。

その他の利用促進の取組

① 自然観察グッズ等の無料貸出

現在、希望者に貸し出している双眼鏡と虫眼鏡、及びスノーシュー（冬期）の無料貸出について、今後も積極的に周知し、活用していただくよう努めます。

② 車いすの無料貸出

毎年、4月下旬から11月上旬までレストハウスにおいて、車いす5台を無料で貸し出しており、今後も継続して行います。

利用促進の指標と目標

上記の利用促進の取組のうち、次の指標については数値目標を設定し、達成に向けて取り組みます。

利用促進の指標と目標

区分	指標	令和元年度実績	目標(令和元年度比)
広報	公式ホームページ更新	104,265 アクセス	5年間でアクセス数を5%増
市民協働・地域連携	近隣教育機関との連携	1件	令和3年度1件以上
イベントの開催 (展示会を除く)	参加者数	3,601人	5年間の参加者数を5%増

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

1) 取組の基本的な方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の

抑制は不可欠です。

これらを抑制するためには、公園利用者や近隣住民のモラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、そのためには、口頭注意や看板等の掲示物により注意を促すことも必要です。さらに、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当コンソーシアムは当公園の景観・美観の維持に努め、利用者にその意図を理解していただけるよう、態度・行動・状態などの目に見える形で示し、その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策に努めます。

さらに、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携・協働によって不法行為・迷惑行為対策を講じることにより、当公園への愛着心の醸成を図ります。

2) 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する活動としては、不法行為や迷惑行為が発生しないように対処する取組と、これらの行為が発生した際の対処方法に分けて取り組みます。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公共空間利用の意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、市民協議会等と連携したキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持のための巡視と相互交流

公園内の巡視・清掃・維持管理作業等の際には、ベンチ等の施設や句碑・記念碑等の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラルの低下を誘引する要素があれば迅速に排除します。

また、巡回や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図り、相互交流のある開かれた公園管理に努め、利用者等と協働で公園を見守る「人の目」を確保します。

マナー啓発に関する取組

日常の巡視により禁止行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

そのほか、個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、利用者同士のトラブルなどが問題となっています。看板、公式ホームページ、近隣町内会への回覧板等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接の指導などを実施しています。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、エキノコックス症の危険性の側面から飼い主にご理解いただくなど、新たな対策についても検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加の呼びかけや、指定管理期間中に当公園で1回、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡回や管理作業時には、スタッフはごみ袋を携帯して目についたごみを即座に処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気(バーベキュー、花火等)の使用について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用が禁止であることを理解していただきます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持去りや花の折り取りといった行為が認められた際には、こうした行為を止めるよう、ホームページ等で呼びかけるほか、園内に看板を設置し、注意喚起を行います。また、行為者を発見した場合は、公園内で植物採取はできないことを説明し、理解していただきます。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、警察に被害届を提出するとともに、札幌市に報告します。

⑥ 野生動物への餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いするとともに、注意看板を設置します。

また、カラスが食べ物を狙ったりする状況が見られる際には、声掛けや看板で注意を促します。このほか、園内で目撃されるキタキツネに対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

他公園でよく見られる、カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物、外来生物を園内に放置・遺棄する行為について、園内に看板を設置し、注意喚起を行っているほか、当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに行為をやめるようお願いします。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 自転車の乗り入れへの対応

自転車を乗り入れる行為について、坂が多い当公園では自転車を駐輪所(第1駐車場横)に駐めて、徒歩等で楽しんでいただくよう案内し、駐車場からの乗り入れは禁止していることを園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知します。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な走行が確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故の未然防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運びこまれる雪により、施設の破損や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時の直接の注意、指導や看板等での啓発を行います。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画の基本的な方針

私たちは、緑化協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① 利用者の平等・公平性の確保

- a 公園の管理に当たっては、平等で公平な利用を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。
- b 誰でも利用できる偏りのない広範囲な情報を発信します。

② 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡視や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、利用規制、立入規制等、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策を確実に実行します。また、地域と連携して取り組みます。

③ コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を各イベント開催時の管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 旭山記念公園運営協議会の内容等の情報公開を積極的に行い、説明責任をはたします。
- c 市民参加・協働を推進し、市民協議会をはじめとする地域との「森のフェスティバル」等のイベントの共催による連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用をサポートします。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修等によりスタッフの資質向上に努め、サービス向上につなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上の視点から管理運営します。
- c 貴重な公共の財産として、将来も見通した管理運営を行います。

(2) 自主事業への取組

高級住宅地に隣接する当公園の周辺は、立地的には藻岩山・円山に挟まれた丘陵地であり、あか抜けた特徴ある店舗や飲食店、学校、高齢者施設、病院等の様々な要素が集まっています。また、当公園は、素晴らしい眺望などの観光資源のほか、豊かな自然環境がもたらす資源は、市民の憩いの場、環境教育の場として利用されてきました。

これらの公園周辺の特性や、公園が有する資源を有効に活用し、また、地域の関連団体や企

業、教育機関との協力・連携により、様々な利用者サービスとしての自主事業を企画・実施します。

「4 事業の計画」に記載のとおり、新たな公園利用者の誘致、利用頻度の向上、滞在時間の延長を目標とし、中心市街地にほど近い立地であることを生かして、当公園が「街」「人」「自然」をつなぐ場として機能する取組を実施します。公園利用者の幅広いニーズに応える、森の家とレストハウスの運営をはじめ、集客や季節性を重視したイベントを開催して公園利用のきっかけを提供し、当公園への再訪性を高めることをねらった定期事業を実施することにより、利用者サービスの向上を図ります。

1) 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の設置目的と効用を最大限に高め、公園の特徴を生かすべく、次の観点を基本的な考え方として計画立案、実施します。これをベースに、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、お客様の目的やニーズに応じて、たくさんの方々に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、緑化協会が担当して行う自主事業のうち、税法上の収益事業における利益は、公益事業である公園の利用促進や利用者サービスの向上、広報活動等の管理運営の経費に充当します。

① 公平・平等

自主事業は、公式ホームページ、チラシなどで広く周知・募集し、市民の事業参加への機会均等を確保します。

② 安全体制の確保

行催事の開催時は、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業ごとに必要な人員を配置して、適正な利用指導を行います。

③ コンプライアンス

自主事業は、諸法令を確認・遵守して計画立案します。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるよう低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

公園や事業に対する要望などは、お客様から直接の聞き取りやアンケートを行うほか、アンケートボックス、電子メールなどにより的確に把握し、管理運営と事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容は、これまでの当公園管理の経験と多くの公園を管理しているスケールメリットを生かして作成します。また講師は、事業内容により経験と知識の豊かな当コンソーシアムスタッフがあたり、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的大きなイベントについては、市民協議会をはじめ、地域の方々や公園ボランティアとの協働・連携をベースに進めます。また、このことにより団体、公園ボランティアの活動の活性化に努めます。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際して、施設賠償責任保険や、レクリエーション保険等に参加し、万全の措置を講じます。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

2) 取組の具体的内容

① 各種体験イベント（公益事業）

自然観察会、野鳥観察会、スノーシュー自然観察会、木工クラフト体験会、愛犬と一緒に公園散歩講座等の各種体験イベントを開催し、実施時にはレクリエーション保険、資料代相当額として参加費を徴収し、安心、有意義なイベント運営を行います。各イベントの概要については、本計画書「イベントの開催」に記載しています。

② 森の家 オリジナル商品、登山グッズなどの販売（収益事業）

利用者サービスのひとつとして、森の家で野鳥や昆虫などの写真を使用したポストカードや、シマエナガの焼き印を入れた木製コースターなどのオリジナル商品を販売します。またクマ鈴やボイズンリムーバー、虫よけスプレーなど、藻岩山登山利用者に供する商品を販売することで、登山の拠点としての利用促進を図ります。

④ カプセルトイの設置・販売（収益事業）

当公園の豊かな自然環境に親んでいただけるよう、レストハウス及び森の家で、当公園の野鳥、昆虫など、生き物の写真を使用した缶バッジなどのオリジナル商品をカプセルトイで販売します。

⑤ 自動販売機の設置（収益事業）

公園利用者の利便に配慮して、清涼飲料水の自動販売機（省エネルギー・防犯対応型）を設置します。園内の利用状況を勘案し、またレストハウスがクローズとなる夜間にも夜景観覧者等にご利用いただけるよう、レストハウス横、展望デッキ、第2駐車場などに配置します。

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当公園ホームページの管理運営は緑化協会が担当します。当公園では、現在公開しているサイトを継続して使用した上で、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、平成 29 年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後の維持・向上に向けた取組スケジュールは、毎年 4 月に対象職員へのアクセシビリティ講習を行い、「NPO 法人手と手」や「公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会」等の福祉団体に年 1 回のチェックを依頼し、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

新規ページの作成時やページの修正時には、緑化協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に試験実施済みですが、JIS 規格の変更やホームページのリニューアルがあった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

アクセシビリティ維持・向上の取組については、上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習、関係団体からの意見聴取のほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法として、担当者を置いて情報を集中し、専門業者と連携を取り解決します。また、情報の集中を図り、他ドメインでの問題を未然に防ぎ、同じ問題が起きないように対応します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、緑化協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ、及び緑化協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当コンソーシアムの代表団体である緑化協会では、物品の購入、また外部への委託等については、次に示す理由により、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

1) 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- 地域経済の発展に寄与するため
- 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため
- 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため
- 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため

当公園の管理においては今後も引き続き、上記理由に基づき、当コンソーシアム全体で次の事項を優先して適切な市内企業を選定し、活用していきます。

2) 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業、福祉施設・団体等が生産する物品等
- 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等

(2) 活用に向けた具体的な取組

当コンソーシアムでは、当公園において上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次の事項に取り組めます。

- ① 当コンソーシアムの構成団体間、及びそれぞれが管理する公園・施設間の情報を共有して、事業者のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて企業を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に努めます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の積極的な情報収集に努め、よりよい活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会の増加や、地域の商店などとの連携に努めます。

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
レストハウス管理	定期清掃A	49.15 m ²	2回	6月、8月												玄関ホール、ポーチ、前室1・前室2、硬質床、表面洗浄	
	定期清掃B	69.61 m ²	2回	6月、8月												食堂、休憩室、厨房、弾性床、表面洗浄	
	定期清掃C	37.34 m ²	6回	5月～10月												便所、トイレ、授乳室、硬質床、表面洗浄	
	施設の案内	193人	189回	4月下旬～11月上旬												来園者窓口対応	
	残留塩素測定等(週1回)	27回	27回	4月下旬～11月上旬													
	窓ガラス拭(足場不要)	15.1 m ²	1回	4月下旬～11月上旬													
	窓ガラス拭(足場必要)	5.8 m ²	1回	4月下旬～11月上旬													
	自動ドア保守・点検	1式	3回	4月、7月、10月													
	受水槽清掃・水質検査	1式	1回	4月													
	消防用設備点検	1式	2回	4月、10月													
門扉等管理	門扉開閉 朝	365日	365回	通年											12月1日～3月31日は除雪作業との調整必要		
	門扉開閉 夜	365日	365回	通年											12月1日～3月31日は除雪作業との調整必要		
	土曜、日曜、祝日管理	37日	37回	4月下旬～11月上旬											10:00～17:00 3人程度		
	花火大会管理	1日	1回	7月											14:00～18:00 5人程度、18:00～22:00 9人程度		
除雪管理	元旦管理	1日	1回	1月1日											5:00～8:00 4人程度		
	駐車場除雪工(新雪)	12,000 hr	15回	12月～3月											タイヤヨヘル1.4～2.0m ³ 可変ブレード		
	駐車場除雪工(路面整正)	12,000 hr	9回	12月～3月											タイヤヨヘル1.4～2.0m ³ 可変ブレード		
	駐車場除雪工(拡幅)	30,600 hr	4回	12月～3月											ロータリー除雪車147kw(兼持)ライトハン		
	園路除雪工(新雪)	12,000 hr	15回	12月～3月											タイヤヨヘル1.4～2.0m ³ 可変ブレード		
	園路除雪工(路面整正)	12,000 hr	9回	12月～3月											タイヤヨヘル1.4～2.0m ³ 可変ブレード		
	園路除雪工(拡幅)	30,600 hr	4回	12月～3月											ロータリー除雪車147kw(兼持)ライトハン		
	スノーポール設置・撤去	40本	2回	4月、11月											L=3.0m 材料購入		
	緊急対応	10,100 hr	2回	12月～3月											タイヤヨヘル1.4～2.0m ³ 助手なし		
	人遺糞処理除雪	2回	2回	12月～3月													
	スノーマット設置・撤去	2回	2回	4月、11月											ちびっ子広場の水飲み台等危険箇所		
	スノーマット点検	12回	12回	11月～4月													
トイレ施設管理	雪おろし	1式	適宜	1月～3月											麗星グッズ、4回		
	施設点検・清掃	4棟	適宜	通年											毎日(冬期は1棟開放、週2回)		
	屋上清掃	4棟	1回	10月～11月											落ち場清掃		
	案内業務および公園運営サポート	163回	163回	通年											電話・来客対応、市民活動団体等のサポート		
その他管理	防護柵設置・撤去	1式	2回	4月、11月													
	巡視点検昼	1回	1回	4月											雪解け水や施設故障等の状況確認		
	巡視点検夜	1回	1回	8月											公園照明灯やトイレ照明灯の状況確認		
	照明灯点検	1式	2回	2月、8月													
	日常清掃E(12.69m ²)	0.18人	21回	通年											玄関ホール、ポーチ・風除室、床・床以外		
森の家管理	日常清掃F(16.20m ²)	0.86人	21回	通年											多目的WC・WC・手洗い、床・床以外		
	日常清掃G(19.20m ²)	0.14人	21回	通年											事務室、調理スペース、床・床以外		
	施設点検	1式	適宜	通年											外観、倉庫等		
	定期清掃	1式	適宜	通年											市民協議会協働作業		
	機械整備	1式	365回	通年													
電気工作物管理	年次点検	1回	1回	5月													
	月次点検(点検頻度:隔月)	6回	6回	4月～3月											年次点検を実施する月の点検は、その点検で兼ねる。		

令和3年度開催予定イベント一覧

回数	日付	タイトル	金額	備考
年12回以上	毎月第2土曜日ほか	旭山野鳥観察会 (8時～、9時～など)	100 円	
年3回	5月5日(水) 5月15日(土) 6月6日(日)	早朝野鳥観察会 (6時15分～)	100 円	
年2回	5月16日(日) 5月29日(土)	初心者対象野鳥観察会	200 円	
5月～9月の間 月1回	未定	自然観察会 (9時～)	100 円	
1月～3月の間 月1回以上	未定	スノーシュー自然観察会 (9時30分～11時30分)	200 円	
年1回以上	未定	野鳥撮影を楽しもう	未定	
年1回	7月16日(金)予定	カルチャーナイト	未定	
年1回以上	未定	野鳥講習会	未定	
年1回	未定	クリスマスリース作り体験	未定	
年1回以上	未定	ノルディック・ウォーキング 体験講習会	未定	
年1回以上	未定	園芸講習会	未定	
年1回以上	未定	木工クラフト作成体験	未定	
年1回以上	未定	薪割り、焚き付け制作体験	未定	
年50回以上	森の家開放日 (金、土、日)	クラフト制作体験	未定	
年1回	未定	旭山ウォーカー (緑丘小学校連携事業)	無料	
年1回以上	未定	缶バッチ制作体験	未定	
年1回	5月実施予定	ワンダーフォレスト	未定	札幌まるやま自然学校主催
年1回	10月実施予定	森のフェスティバル	未定	旭山記念公園 市民活動協議会主催
年1回	1月実施予定	スノーキャンドル	無料	旭山記念公園 市民活動協議会主催
年1回	2月実施予定	冬のフェスティバル	未定	旭山記念公園 市民活動協議会主催
年1回以上	未定	星空観察会	無料	旭山記念公園 市民活動協議会主催

※表記は全て消費税込みの価格

管理に係る収支計画書(様式4-2 令和3年度)

旭山記念公園

法人・団体名

旭山記念公園コンソーシアム

	科目	指定管理業務			自主事業					計
		管理費	事業費	小計	自主(公益)	管理費	収益事業	管理費	小計	
収入	指定管理費	27,357								27,357
	利用料金収入	0								0
	その他収入	0			185		1,306		1,491	1,491
	収入計	27,357			185		1,306		1,491	28,848
支出	人件費(職員費)	809	10,632	11,441	0	1	0	93	94	11,535
	人件費(臨時)	24	2,414	2,438	0	0	0	4	4	2,442
	商品仕入費	0	0	0	0	0	46	0	46	46
	旅費交通費	3	15	18	0	0	0	1	1	19
	通信運搬費	3	262	265	0	0	0	1	1	266
	什器備品費	4	70	74	0	0	18	1	19	93
	消耗品費	7	330	337	13	0	4	1	18	355
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	3	445	448	0	0	0	1	1	449
	原材料費	0	203	203	1	0	0	0	1	204
	印刷製本費	1	3	4	0	0	0	0	0	4
	被服費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	燃料費	0	392	392	0	0	0	0	0	392
	光熱水費	7	2,630	2,637	0	0	0	1	1	2,638
	賃借料	47	1,036	1,083	0	0	0	7	7	1,090
	保険料	0	68	68	16	0	0	0	16	84
	諸謝金	16	0	16	30	0	0	3	33	49
	報酬	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	租税公課	1	1	2	0	0	0	0	0	2
	預かり消費税	84	1,312	1,396	1	0	98	0	99	1,495
	支払負担金	6	0	6	0	0	0	1	1	7
	支払助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	22	6,827	6,849	29	0	0	3	32	6,881
	ソフトウェア使用料	2	90	92	0	0	0	0	0	92
	広告宣伝費	6	1	7	0	0	0	1	1	8
	手数料支出	19	0	19	0	0	0	3	3	22
	支払利息	1	0	1	0	0	0	0	0	1
講習・研修費	1	13	14	0	0	0	0	0	14	
雑費	2	3	5	11	0	0	0	11	16	
その他(本社経費)	0	337	337	0	0	0	0	0	337	
支出計	1,069	27,084	28,153	101	1	166	121	389	28,542	
利益等	収支				83		1,019		1,102	306
	利益還元								0	0
	法人税等									306
	当期純利益									0